

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月11日
【四半期会計期間】	第32期第3四半期（自平成24年9月1日至平成24年11月30日）
【会社名】	株式会社ファミリーマート
【英訳名】	FamilyMart Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 上田 準二
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	(03)3989-6653（ダイヤル・イン）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 宮本 芳樹
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	(03)3989-6653（ダイヤル・イン）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 宮本 芳樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第31期 第3四半期連結 累計期間	第32期 第3四半期連結 累計期間	第31期
会計期間	自平成23年3月1日 至平成23年11月30日	自平成24年3月1日 至平成24年11月30日	自平成23年3月1日 至平成24年2月29日
営業総収入(百万円)	249,650	257,105	329,218
経常利益(百万円)	37,236	37,846	44,810
四半期(当期)純利益(百万円)	14,851	21,948	16,584
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	14,189	25,016	16,841
純資産額(百万円)	223,288	241,260	225,939
総資産額(百万円)	468,132	492,585	472,822
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	156.45	231.20	174.70
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	46.1	47.4	46.2

回次	第31期 第3四半期連結 会計期間	第32期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年9月1日 至平成23年11月30日	自平成24年9月1日 至平成24年11月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	75.81	97.28

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業総収入には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第31期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、国内事業において、株式会社シニアライフクリエイトの株式を新たに取得し、子会社としております。タイ事業では、Siam FamilyMart Co.,Ltd.に対する出資持分の一部(間接所有分)を売却したことにより、同社は子会社から関連会社に異動しております。その他の地域では、中国において成都福満家便利有限公司に対し、フィリピンにおいてPhilippine FamilyMart CVS, Inc.に対し、それぞれ設立出資を行い、関連会社としております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、契約期間が満了となったため再締結した重要な契約は、以下のとおりであります。

エリアフランチャイズに関する契約

契約会社名	株式会社ファミリーマート（当社）
相手方の名称	Siam FamilyMart Co.,Ltd.（タイ王国法人）
契約日	2012年9月26日
契約名	「エリアフランチャイズ契約」
契約の内容	タイ王国におけるコンビニエンスストア「ファミリーマート」の直営店及びフランチャイズ店の営業の許諾。
契約期間	2012年10月1日から向こう30年間
契約の条件	ロイヤリティー 全売上高の一定料率

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成24年3月1日～同年11月30日）におけるわが国経済は、震災からの復興需要などを背景に緩やかな回復基調が続いたものの、長期化する円高や欧州の債務危機に加え、中国をはじめとした新興国の景気減速、デフレの影響などから個人消費を含めた停滞感はまだ払拭されず、小売業界におきましても厳しい経営環境が続きました。

このような状況において、当社は、お客さまに「気軽にこころの豊かさ」を提案するという理念の下、「商品力の向上」や「S&QCの徹底」に努めるとともに、「いっしょに、笑顔。」をキーワードに、ホスピタリティ溢れるおもてなしでお客さまをお迎えできるよう努めております。さらに、社会構造の変化を踏まえ、コンビニエンスストア事業を基盤に、社会・生活インフラ企業として周辺事業の展開拡大にも積極的に取り組んでおります。

当第3四半期連結会計期間末のファミリーマートチェーン店舗数は、8,510店舗となり、国内エリアフランチャイザー4社を含めた国内店舗数は9,201店舗となりました。また、海外エリアフランチャイザーでは、台湾、タイ、韓国、中国、アメリカ、ベトナム及びインドネシアにおいて、合わせて12,549店舗となり、国内外合わせたファミリーマートチェーン全店舗数は21,750店舗となりました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、営業総収入は2,571億5百万円（前年同期比3.0%増）、営業利益は361億1千6百万円（同3.0%増）、経常利益は378億4千6百万円（同1.6%増）、四半期純利益は219億4千8百万円（同47.8%増）と増収増益となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりであります。

国内事業

国内のコンビニエンスストア事業におきましては、商品面では、主力の中食商品を中心としたオリジナル商品の開発を進め、品質の向上と品揃えの差別化を図ってまいりました。なかでも、素材や味付けにこだわった「ファミマ プレミアムチキン」が計画を大幅に上回る販売数量を記録したほか、平成24年10月には新たなプライベートブランド（PB）「FamilyMart collection」を展開し、広がる客層への対応を加速させております。また、「あじわい Famima Café」ブランドから高品質の淹れたてコーヒーが味わえるカウンターコーヒーの本格導入を開始いたしました。

プロモーション面におきましては、吉本興業株式会社との共同取組「いっしょに、笑顔。プロジェクト」を年間を通じて展開し、同社所属芸人による地域限定イベントや商品開発などを実施、また、サッカー日本代表サポーターカンパニーとして「WE ARE SUPPORTERS プロジェクト」を展開しております。さらに、「初音ミク」や「ももいろクローバーZ」とのタイアップキャンペーンが大きな反響を生み、店舗への集客と売上に貢献いたしました。

運営面におきましては、発注精度の向上を目的として、購買動向等の情報をもとに店舗を分類し、店舗群毎の特徴に合わせた最適な売場づくりの実現に取り組んでいるほか、個店毎の販売実績や天候要因などを分析し販売目安量を提示する「補充推奨発注システム」の導入実験を進めております。

店舗展開におきましては、三大都市圏と地方中心都市を重点とした成長性の高い店舗の出店に加え、マーケットの変化に対応したB&S（ビルド&スクラップ）を適宜実施することで、高質な店舗網の構築を進めております。

また、有力マーケットである鉄道駅構内や商業施設内など施設内への出店も推進しており、なかでも小規模商圈においては自動販売機型コンビニ（ASD）の設置を含めた展開を強化しております。さらに、ライフソリューションストアの実現と薬局薬店のフランチャイズ化に向けて、ファミリーマートとドラッグストアの融合店舗を開店し、店舗モデル開発に着手いたしました。

サービス面におきましては、お客さまのさらなる利便性向上に取組み、平成24年10月には、総合オンラインストア「Amazon.co.jp」の購入商品の店頭受取・代金支払サービスを開始いたしました。

その他の事業におきましては、平成24年4月に、高齢者専門宅配弁当「宅配クックワン・ツウ・スリー」フランチャイズ本部の運営等を展開する株式会社シニアライフクリエイトを子会社化、同年12月からは、同社の加盟店を通じて高齢者向け弁当と共にファミリーマート商品を配達するサービスを開始し、両社のインフラを活用して地域のお客さまの豊かな生活への貢献を図ってまいります。

これらの結果、国内事業の営業総収入は2,164億1千4百万円（前年同期比1.6%増）、セグメント利益（四半期純利益）は187億7千8百万円（同30.5%増）となりました。

台湾事業

台湾におきましては、イートインコーナーを設置した中食強化型店舗の出店や、マーケットの変化に対応したB&S（ビルド&スクラップ）の実施により、店舗網の拡充を図っております。また、商品面では、ファスト・フードと中食商品のセットメニューを導入し、他店との差別化を図るとともに、収益性の向上に取組みました。

これらの結果、台湾事業の営業総収入は224億8千3百万円（前年同期比8.4%増）、セグメント利益（四半期純利益）は7億5千2百万円（同20.4%減）となりました。

タイ事業

タイにおきましては、平成24年9月、同国の総合小売業最大手である「Central Retail Corporation Limited」を新たな事業パートナーとし、タイ事業におけるスキーム再編を実施いたしました。今後、同社の経営資産と当社のコンビニエンスストア運営ノウハウを合わせることで、同国における事業展開を加速させてまいります。また、営業面では店舗立地に合わせた売場作りを取組むとともに、ファスト・フードなどの中食商品を強化して売上と収益性の拡大に努めております。

これらの結果、タイ事業の営業総収入は171億1百万円（前年同期比14.8%増）、上記スキーム再編に伴う株式売却益を含んだセグメント利益（四半期純利益）は35億5百万円となりました。

韓国事業

韓国におきましては、ソウル・仁川・釜山の大都市を中心に積極的な出店を継続するとともに、既存ファミリーマート店の「CU with FamilyMart」への転換を進めました。また、平成24年9月より中食商品の新規カテゴリーとして「パスタ」や「焼麺」などを開発し、多様化するお客さまニーズへの対応を進めております。

これらの結果、韓国事業のセグメント利益（四半期純利益）は6億6千2百万円（前年同期比32.8%減）となりました。

その他

報告セグメントに含まれない事業セグメントにおきましては、中国の上海・広州・蘇州・杭州の各地域で積極的な出店を継続したほか、成都市での店舗展開を目的に「成都福満家便利有限公司」を設立し、平成24年6月にはファミリーマートチェーンとして中国内陸部に初進出となる店舗を開店いたしました。これらの結果、中国国内の店舗数は、平成24年9月末日現在で1,005店舗となりました。

また、海外7地域目となるインドネシアでは、現地法人「PT. FAJAR MITRA INDAH」とエリアフランチャイズ契約を締結し、平成24年10月に1号店を出店いたしました。さらに、平成24年11月には、フィリピン国内におけるファミリーマート運営事業会社「Philippine FamilyMart CVS, Inc.」を設立しております。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の連結子会社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、フランチャイズ方式によるコンビニエンスストアの展開を主な事業内容とし、コンビニエンスストア事業に関連するその他のサービス等の事業活動を展開しております。株主・加盟店・取引先・従業員、そして地域社会等のステークホルダーと相互にプラスの関係を築きながら、共に成長し発展するという当社の基本姿勢である「共同成長（CO-GROWING）」の考え方にに基づき、加盟店と当社の継続的な収益向上を目指しています。

当社の経営に当たっては、フランチャイズビジネスに関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外のステークホルダーとの間に築かれた取引関係等への十分な理解が不可欠です。これらは当社が創業以来培ってきた財産であり、当社の事業はこの財産にその源を有しております。

したがって、株主を含むステークホルダーとの間で成立している上記の財産に基づく当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損すると認められるような者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そして、買収の目的やその後の経営方針等が、当社の企業価値若しくは株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのある者、当社株主に株式の売却を事実上強制するおそれがある者、当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を十分に与えることのない者、当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することのない者、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実行の蓋然性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不相当である者、当社企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊するおそれのある者等が、当社株式の大規模買付や買付提案を行う場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を守る必要があると考えております。

基本方針の実現に資する取組み

1) 経営の基本方針

当社では、「ファミリーマート基本理念」を掲げ、『私たちファミリーマートは、ホスピタリティあふれる行動を通じて、お客さまに「気軽にこころの豊かさ」を提案し、快適で楽しさあふれる生活に貢献します。』と定めております。あわせて、社員・加盟店が共通の価値観をもって行動するための指針「ファミマシップ」を制定しております。

私たちファミリーマートは、「あなたと、コンビに、ファミリーマート」のスローガンのもと、この基本理念の実現を目指すとともに、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

2) 中長期的な経営戦略

当社は、クオリティにおける業界のリーディングカンパニーを目指し、個店競争力の強化、商品力の強化、高質店舗網の構築に積極的に取り組むとともに、日本発祥のコンビニエンスストアとして、環太平洋地域に店舗網を構築する「パン・パシフィック構想」の実現に向け、海外での店舗展開を進めてまいります。

また、次に記載の「剰余金の配当等の決定に関する方針」のとおり、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けております。

（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けております。剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的に連結業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針とし、当面、連結配当性向40%を目処に取り組んでまいります。なお、自己株式取得は、機動的な資本政策遂行のため、必要に応じて適宜実施する予定です。内部留保につきましては、財務体質の強化と、新規出店、既存店舗のリニューアル及び新規分野への戦略投資に充当し、経営の強化を図り、業績の一層の向上に努めてまいります。

今後も、ホスピタリティあふれる店づくりを通じて、お客さまから積極的な支持を得ることを目指す「ファミリーマートらしさ推進活動」の取組みを継続してまいります。また、商品開発、サービス、オペレーション、店舗開発、環境・CSRなどの全ての活動を推進し、社会インフラとしての基盤を固め、地域社会に貢献するとともに、売上・利益の向上及び企業価値の向上に取り組んでまいります。

3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるの考えに基づき、次に記載の内部統制システムを構築・運用しております。

（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要）

- ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役会は、原則、毎月1回開催し、代表取締役等から職務の執行の状況につき報告を求めるものとします。また、当社では、監査機能を強化するため、監査役監査の実効性を確保するための措置を講ずるものとし、監査役は会計監査人の独立性が保たれているか否か監査するものとします。
 - 倫理・法令遵守に関する活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、全社的な倫理・法令遵守の周知活動を行うため、代表取締役社長直轄の専門の部門を設置します。また、「監査室」による定期的な倫理・法令の遵守状況の監査を行うものとします。
 - 当社は、倫理・法令遵守に関する「基本方針」等を制定し、食品衛生法等の主要な法令に対応する規程を整備するものとします。また、加盟者が遵守すべき倫理・法令につき各種のマニュアルを整備し、関係部門を通じ加盟者への周知・徹底を図るものとします。
 - 「内部情報提供制度」を設け、社内外に情報提供の窓口（ホットライン）を設置し、倫理・法令遵守の違反行為を是正し、また、未然に防止する体制を推進するものとします。
- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 当社が直面する可能性のあるリスクの管理を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、全社的なリスク管理の推進、徹底活動を行うため代表取締役社長直轄の専門の部門を設置します。また、「監査室」は、各部門におけるリスク管理の状況につき定期的な監査を行うものとします。
 - 当社の各部門が直面する可能性のあるリスクを評価・分類した「リスクマップ」を作成し、重点的に対処すべきリスクを抽出し、当該リスクの影響等を最小化するための体制及び方法等につき規程等を整備するものとします。
 - 当社では、お客様の苦情を受け付ける部門を設置し、お客さまからの苦情等を受け、これを経営に生かすよう努めるものとします。
 - 当社では、大規模災害などの緊急事態が発生した場合でも、お客様に対するコンビニエンスストアとしての使命を果たすことを目的として、事業継続計画（BCP）を整備し、緊急事態への対応を行うものとします。
- ・財務報告の適正性を確保するための体制
 - 当社の財務報告の適正性の確保に関する活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、財務報告の適正性を確保するため代表取締役社長直轄の専門の部門を設置します。また、「監査室」は、当社における財務報告の適正性を確保する体制の状況につき定期的な監査を行うものとします。
 - 当社は、金融商品取引法に則り、財務報告の適正性に影響を与える主要な要因を抽出し、かかる要因による影響を最小化するための体制及び方法等につき規程等を整備するものとします。
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 当社は、重要な業務執行の決定を行うための諮問機関として、代表取締役社長を議長とする経営会議、営業戦略会議を設置し、迅速かつ慎重な審議により業務執行の決定を行うものとし、執行役員制を採用し、可能な限り業務の執行を執行役員に委譲することにより、業務執行の効率化を図るものとします。また、取締役会で各取締役の業務分担を定め、さらに、職務権限及び業務決裁に関する規程を制定し、各取締役の職務権限及び責任等を明確にし、業務執行の適正化を図るものとします。
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役会、経営会議その他の重要な会議の議事録、並びに稟議書、決裁書その他の重要な決裁に係る書類（電磁的媒体を含みます。）に記載又は記録された情報の作成、保存及び管理等について法令に適合する内容の文書取扱規程を整備するとともに、取締役、監査役その他の関係者が法令に従い上記の書類等を閲覧できる体制を整備するものとします。
- ・当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 当社では、子会社及び関連会社からなるグループ会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役及び監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進するものとします。また、グループ会社に対し主要な内部統制項目の体制整備について助言・指導を行うものとします。
 - グループ会社の監査役と当社の監査役会との定期的な情報交換、施策の連動等を行い、グループとしての内部統制システムの整備を図るものとします。
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、専任の従業員を置くものとし、監査役は当該従業員に監査業務に必要な事項について指揮・命令することができるものとします。
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 監査役がその職務を補助すべき従業員は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の従業員の指揮・命令は受けないものとします。
- ・取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から説明を受け、関係資料を閲覧するものとします。
 - 取締役及び従業員は、内部監査の結果、「内部情報提供制度」の実施状況、競業取引及び自己取引等について定期的に監査役に報告するものとします。

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、定期的に代表取締役社長と会合をもち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク等について報告を受け、意見の交換を行い、また、「監査室」から内部監査の報告を受けるものとします。

監査役は、監査を行うため必要と認められる場合は、外部の専門家に調査を委託又は意見を求めることができるものとします。

上記の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその判断に係る理由

上記の取組みは、株主を含むステークホルダーとの間に成立している当社の財産を最大限に活用し、収益の維持・向上と株主への利益還元を図り、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであります。

したがって、上記の取組みは、基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

研究開発活動については、当社はコンビニエンスストアのオリジナル商品の開発を常に進めておりますが、その他特記すべき事項はありません。

(4) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの従業員数は前連結会計年度末に比べて2,245名減少し6,082名となりました。その主な要因は、タイ事業でSiam FamilyMart Co.,Ltd.を連結子会社から持分法適用関連会社へ区分変更を行ったことによるものであります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年1月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	97,683,133	97,683,133	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	97,683,133	97,683,133	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年9月1日～ 平成24年11月30日	-	97,683	-	16,658	-	17,056

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日（平成24年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(平成24年8月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,753,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 94,819,300	948,193	-
単元未満株式	普通株式 110,233	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	97,683,133	-	-
総株主の議決権	-	948,193	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、議決権の数の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

【自己株式等】

(平成24年8月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	2,753,600	-	2,753,600	2.82
計	-	2,753,600	-	2,753,600	2.82

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	常務執行役員 商品本部長代行	常務取締役	常務執行役員 総合企画部担当、 (兼)商品本部長代行	玉巻 裕章	平成24年9月1日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成24年9月1日から平成24年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成24年3月1日から平成24年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	94,812	81,803
加盟店貸勘定	11,107	14,147
有価証券	42,325	45,055
商品	7,913	8,048
未収入金	31,802	30,470
その他	29,648	34,140
貸倒引当金	257	236
流動資産合計	217,352	213,430
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	33,111	35,327
工具、器具及び備品(純額)	38,376	43,261
土地	13,996	15,665
その他(純額)	4,691	5,207
有形固定資産合計	90,175	99,462
無形固定資産		
のれん	380	5,562
その他	15,294	13,772
無形固定資産合計	15,674	19,335
投資その他の資産		
投資有価証券	26,936	33,143
敷金及び保証金	108,213	112,262
その他	17,488	18,098
貸倒引当金	3,019	3,146
投資その他の資産合計	149,619	160,358
固定資産合計	255,469	279,155
資産合計	472,822	492,585
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	74,566	79,273
加盟店借勘定	4,789	4,457
未払金	20,217	17,027
未払法人税等	5,066	12,086
預り金	67,242	54,538
その他	13,840	17,695
流動負債合計	185,722	185,079
固定負債		
リース債務	27,996	32,755
退職給付引当金	7,514	7,850
資産除去債務	11,909	12,086
長期預り敷金保証金	9,900	9,961
その他	3,840	3,592
固定負債合計	61,160	66,245
負債合計	246,883	251,325

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年11月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,658	16,658
資本剰余金	17,389	17,389
利益剰余金	196,913	210,599
自己株式	8,743	8,751
株主資本合計	222,218	235,896
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	239	1,043
為替換算調整勘定	4,197	3,349
その他の包括利益累計額合計	3,958	2,305
少数株主持分	7,679	7,669
純資産合計	225,939	241,260
負債純資産合計	472,822	492,585

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
営業収入		
加盟店からの収入	143,886	150,629
その他の営業収入	21,769	23,098
営業収入合計	165,655	173,727
売上高	83,994	83,378
営業総収入合計	249,650	257,105
売上原価	58,888	58,281
営業総利益	190,761	198,824
販売費及び一般管理費	155,689	162,707
営業利益	35,071	36,116
営業外収益		
受取利息	1,065	1,101
受取配当金	124	127
持分法による投資利益	1,018	834
その他	568	397
営業外収益合計	2,776	2,461
営業外費用		
支払利息	522	650
為替差損	31	-
その他	58	81
営業外費用合計	612	731
経常利益	37,236	37,846
特別利益		
貸倒引当金戻入額	102	-
固定資産売却益	37	27
関係会社株式売却益	1,013	4,292
店舗閉鎖等未払金戻入益	2,232	-
その他	130	-
特別利益合計	3,516	4,319
特別損失		
固定資産除却損	676	1,130
減損損失	1,984	1,839
賃貸借契約解約損	751	852
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	7,444	-
災害による損失	3,578	-
その他	720	177
特別損失合計	15,156	3,999
税金等調整前四半期純利益	25,596	38,165
法人税、住民税及び事業税	3,429	15,429
法人税等調整額	5,847	450
法人税等合計	9,277	14,979
少数株主損益調整前四半期純利益	16,318	23,186
少数株主利益	1,466	1,238
四半期純利益	14,851	21,948

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	16,318	23,186
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	258	805
為替換算調整勘定	1,403	829
持分法適用会社に対する持分相当額	466	194
その他の包括利益合計	2,128	1,829
四半期包括利益	14,189	25,016
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	13,478	23,600
少数株主に係る四半期包括利益	711	1,415

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自平成24年3月1日
至平成24年11月30日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、新たに株式を取得した㈱シニアライフクリエイトを連結の範囲に含めております。
当第3四半期連結会計期間より、Siam FamilyMart Co.,Ltd.に対する出資持分の一部(間接所有分)を売却したことにより、当社の持分比率が低下し関連会社となったため、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、新たに設立出資を行った成都福満家便利有限公司を持分法適用の範囲に含めております。

当第3四半期連結会計期間より、Siam FamilyMart Co.,Ltd.は、「(1) 連結の範囲の重要な変更」に記載のとおり、関連会社となったため、また、Philippine FamilyMart CVS, Inc.は、新たに設立出資を行ったため、持分法適用の範囲に含めております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自平成24年3月1日
至平成24年11月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成24年2月29日)		当第3四半期連結会計期間 (平成24年11月30日)	
(株)北海道ファミリーマート	78百万円	(株)北海道ファミリーマート	69百万円
上海福満家便利有限公司	1百万円		-
China CVS (Cayman Islands) Holding Corp.	106百万円	China CVS (Cayman Islands) Holding Corp.	90百万円
ファミマクレジット(株)	18,821百万円	ポケットカード(株)	8,196百万円
計	19,008百万円	計	8,356百万円

(注) 1. 上記金額には、保証類似行為によるもの(前連結会計年度108百万円、当第3四半期連結会計期間90百万円)が含まれております。

2. 平成24年9月15日付で持分法適用の関連会社であるポケットカード(株)がファミマクレジット(株)を吸収併したことに伴い、ポケットカード(株)が承継した債務につき保証を行っております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
減価償却費	12,011百万円	13,946百万円
のれん償却額	295百万円	578百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年4月14日 取締役会	普通株式	3,417	36.00	平成23年2月28日	平成23年5月6日	利益剰余金
平成23年10月6日 取締役会	普通株式	3,797	40.00	平成23年8月31日	平成23年11月10日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成24年3月1日至平成24年11月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年4月17日 取締役会	普通株式	3,987	42.00	平成24年2月29日	平成24年5月7日	利益剰余金
平成24年10月11日 取締役会	普通株式	4,366	46.00	平成24年8月31日	平成24年11月9日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
報告セグメントごとの営業総収入及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)2	合計	調整額 (注)3	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)4
	国内事業	台湾事業	タイ事業	韓国事業 (注)1	計				
営業総収入									
外部顧客に対する 営業総収入	213,033	20,749	14,898	-	248,681	968	249,650	-	249,650
セグメント間の 内部営業総収入 又は振替高	532	10	-	-	543	-	543	543	-
計	213,566	20,760	14,898	-	249,225	968	250,193	543	249,650
セグメント利益 又は損失()	14,387	945	94	985	16,412	657	15,755	903	14,851

(注)1. 「韓国事業」は持分法適用関連会社で構成されております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アメリカ及び中国における事業活動を含んでおります。

3. セグメント利益の調整額 903百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の四半期純利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
報告セグメントごとの営業総収入及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)2	合計	調整額 (注)3	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)4
	国内事業	台湾事業	タイ事業	韓国事業 (注)1	計				
営業総収入									
外部顧客に対する 営業総収入	216,414	22,483	17,101	-	255,998	1,106	257,105	-	257,105
セグメント間の 内部営業総収入 又は振替高	609	10	-	-	620	-	620	620	-
計	217,024	22,493	17,101	-	256,619	1,106	257,726	620	257,105
セグメント利益 又は損失()	18,778	752	3,505	662	23,698	817	22,881	932	21,948

(注)1. 「韓国事業」は持分法適用関連会社で構成されております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アメリカ、中国、ベトナム及びフィリピンにおける事業活動を含んでおります。

3. セグメント利益の調整額 932百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の四半期純利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	156.45円	231.20円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	14,851	21,948
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	14,851	21,948
普通株式の期中平均株式数(千株)	94,931	94,929

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成24年10月11日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを次のとおり決議いたしました。

1. 配当金の総額 4,366百万円
2. 1株当たり配当額 46円00銭
3. 基準日 平成24年8月31日
4. 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成24年11月9日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年1月7日

株式会社ファミリーマート
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大久保 孝一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファミリーマートの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年9月1日から平成24年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年3月1日から平成24年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファミリーマート及び連結子会社の平成24年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。